諮問庁:総務大臣

諮問日:平成26年8月14日(平成26年(行個)諮問第80号) 答申日:平成28年7月19日(平成28年度(行個)答申第70号)

事件名:本人の鹿児島北年金事務所来所記録の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「申立人の来所記録(鹿児島北年金事務所作成)」(以下「本件文書」という。)に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)36条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の利用停止請求に対し、平成26年4月15日付け鹿児総第9号により鹿児島行政評価事務所長(以下「処分庁」という。)が行った利用不停止決定(以下「原処分」という。)について、不服があるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

利用停止,消去,提供停止をしないこととした決定・理由に不服があります。保有制限に違反している。目的外利用制限に違反している。目的外提供制限に違反している情報を提供されている事を知りながら利用した。これは事実と違う部分があり、審議(非あっせん)に利用した。同意書は、年金記録確認の為のものであり、この目的の範囲を超えて保有、利用、提供している。年金記録確認第三者委員会(総務省)、日本年金機構(厚労省)は、正に振り落す事(非あっせん)を目的としている。中立でも公平でもなく、本当のあっせん人ではありませんでした。元鹿児島県弁護士会長(特定個人 a 様)、元鹿児島県社労士会長(特定個人 b 様)などはほとんど申立人の提出した書類を見ておられませんでした。口頭意見陳述にまで社保庁が上の方の席におりませんでした。口頭意見陳述にまで社保庁が上の方の席におりました。日本年金機構は、私の同意なしに戸籍、住民票コードなどを取得し、私が総務大臣に提出した戸籍の附票は今だに第三者委員会に届いておりません。マイナンバー法は未だ施行されておりません。

総務省のされた事が適法であるならば、個人情報保護法は不必要にな

ります。鹿児島行政評価事務所の特定個人が私に「揚げ足を取る, 重箱 の角をつつく」と言われました。又,総務省の文書の中に「偽計等に使 用されるおそれがある」と記してあります。これらの言葉は私が逆に第 三者委員会,日本年金機構に返したい程の不服があります。

鹿児島行政評価事務所の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知),理由の欄にあるように、又、1つ、報道でもあったように裏マニュアルの存在を自ら証明されました。取得してはならない個人情報をほかにどんなものを取得されたのでしょう。抑制、公権力、職権乱用、越権行為、これから、とても恐ろしいです。

外部に提供した事実がないと回答しておられます。私はそれをどんな方法で確認できるのですか。複数の訂正が有り、その又訂正文書が存在し、重複文書が24組以上あって、管理にも問題があります。

総務省は行政不服審査法改正案で、自ら認めておられるのですから、 国民に信頼される公正で透明な見本を示してほしいと願っております。

(2)意見書

審査請求人から、平成26年9月11日に意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。)。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人である開示請求者が、法12条の規定に基づき、平成26年 1月24日付けで行った「年金記録に係る確認申立て(鹿児島厚生年金苦 情案件856)に関して収集・作成した書類、資料、事業所・個人などの 回答書、他からの情報、年金記録確認鹿児島地方第三者委員会が自ら作成 した文書」を請求内容とする保有個人情報開示請求に対し、処分庁は、同 年2月20日付け鹿児総第2号により部分開示決定を行った。

本件審査請求は、開示された保有個人情報の一部が利用目的の達成に必要な範囲を超えて取得、保有及び提供されているとして、法37条1項の規定に基づき、平成26年3月20日付けで行った保有個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求に対し、処分庁が同年4月15日付け鹿児総第9号により行った原処分を不服として、同年5月19日付けをもって行われたものである。

2 本件審査請求の対象となる保有個人情報

本件審査請求の対象となる保有個人情報は、平成26年2月20日付け 鹿児総第2号により開示した「申立人の来所記録(鹿児島北年金事務所作 成)」である。

3 審査請求の理由

審査請求人は、原処分に関し、個人情報の取得等に関する同意書は年金

記録確認のためのものであるにもかかわらず、年金記録確認鹿児島地方第三者委員会(以下「鹿児島地方第三者委員会」という。)は、この目的の範囲を超えて個人情報を保有、利用及び提供しており、また目的外提供制限に違反している情報を(鹿児島北年金事務所から)提供されていることを知りながら取得し審議に利用したなどと主張し、原処分を取り消し、利用停止決定を求めるとして審査請求を行ったものである。

4 諮問庁の意見

(1)年金記録確認第三者委員会における個人情報の取得、保有及び利用について

年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)は、国民生活に直結する切実かつ深刻な問題である、いわゆる年金記録問題に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため設置された機関であり、年金記録の確認について、国(厚生労働省)側に年金記録がなく、申立人も領収書等の物的証拠を持っていないといった事案について、国民の立場に立って、申立内容を十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示すことを任務としている。第三者委員会は、総務省組織令(平成12年政令第246号)、年金記録確認第三者委員会令(平成19年政令第186号)等に基づき、第三者委員会の調査・審議に必要な範囲で、申立人等の個人情報を収集し、第三者委員会の調査・審議に利用している。

また,第三者委員会は個人情報の収集に関して念のため申立人から了解を得ておく趣旨から,年金記録確認の申立時に,申立入から,個人情報の取得等に関する同意書の提出を求めることとしている。

(2) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、鹿児島北年金事務所が作成した、審査請求 人が年金記録確認申立て前に同年金事務所に来所した日時及び対応者の 記録であり、同年金事務所において調査した結果を記載した資料である 「申立の概要(2-2)」の参考資料として、同年金事務所から鹿児島 地方第三者委員会に提供されたものである。

「申立の概要(2-2)」は、年金記録確認の申立てを受付後第三者 委員会に転送するまでの間に、年金事務所において調査した結果を記載 し、確認申立書、申立人提出資料等とともに第三者委員会に転送される 文書であり、第三者委員会においては調査の基礎資料として利用される。 鹿児島北年金事務所が作成した「申立の概要(2-2)」には、同年

金事務所が申立人に対して説明した内容等が記載されており、その中で「平成23年7月19日作成の来所記録のとおり鹿児島北年金事務所へは幾度も来所され国民年金、厚生年金を問わず制度の説明を受けている。」と記載され、併せて、本件対象保有個人情報が添付されている。

(3) 法36条1項1号及び2号該当性について

審査請求人は、個人情報の取得等に関する同意書は年金記録確認のためのものであるにもかかわらず、鹿児島地方第三者委員会はこの目的の範囲を超えて個人情報を保有、利用及び提供しており、また目的外提供制限に違反している情報を(鹿児島北年金事務所から)提供されていることを知りながら取得し審議に利用した旨主張している。

しかしながら、本件対象保有個人情報は、総務省組織令、年金記録確認第三者委員会令等に基づき、鹿児島北年金事務所から調査資料として転送されたものであり、適法に取得されたものである上、年金事務所における申立人への対応状況を第三者委員会において把握することは、申立内容の正確な把握、申立人への調査事項の検討等のために必要であり、鹿児島地方第三者委員会は本件対象保有個人情報を調査・審議に必要な範囲で保有及び利用しているといえる。また、本件対象保有個人情報を鹿児島地方第三者委員会が外部に提供した事実も確認できないことから、鹿児島地方第三者委員会が法3条2項並びに法8条1項及び2項に違反しているとはいえない。

以上のことから、鹿児島地方第三者委員会が保有する本件対象保有個 人情報は、法36条1項1号及び2号に該当しない。

なお、審査請求書において、審査請求人は原処分に対する不服以外の ことについても主張しているが、いずれも本件審査請求の対象とはなら ない。

5 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報について、利用停止しないとした原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

①平成26年8月14日

諮問の受理

②同日

諮問庁から理由説明書を収受

③同年9月11日

審査請求人から意見書を収受

4平成28年3月22日

審査請求人から資料を収受

⑤同年6月16日

審議

⑥同年7月14日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が法12条1項の規定に基づき 行った「年金記録に係る確認申立て(鹿児島厚生年金苦情案件856)に 関して収集・作成した書類、資料、事業所・個人などの回答書、他からの 情報、年金記録確認鹿児島地方第三者委員会が自ら作成した文書」に記録 された保有個人情報の開示請求に対して、平成26年2月20日付け鹿児総第2号により開示決定された「申立人の来所記録(鹿児島北年金事務所作成)」(本件文書)に記録された保有個人情報であり、処分庁は、法36条1項1号及び2号に該当しないとして利用停止をしない決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分に不服があるとしており、諮問庁は 原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の 要否について検討する。

- 2 年金記録に係る確認申立てについて
- (1) 諮問庁は、理由説明書において、第三者委員会は、国民生活に直結する切実かつ深刻な問題である、いわゆる年金記録問題に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため設置された機関であり、年金記録の確認について、国(厚生労働省)側に年金記録がなく、申立人も領収書等の物的証拠を持っていないといった事案について、国民の立場に立って、申立内容を十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示すことを任務としており、総務省組織令、年金記録確認第三者委員会令等に基づき、第三者委員会の調査・審議に必要な範囲で、申立人等の個人情報を収集し、第三者委員会の調査・審議に利用している旨説明する。
- (2)諮問庁から総務省組織令の提示を受けて確認したところ、総務省本省 に年金記録確認中央第三者委員会が置かれ、総務省の出先機関である各 管区行政評価局、各行政評価事務所等に年金記録確認地方第三者委員会 (以下「地方委員会」という。)が置かれたことが確認できる。
- (3) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、年金記録に係る第三者委員会への申立てについては、全国の最寄りの年金事務所で受け付け、年金事務所において基本的な資料の収集等を行い、当該資料と共に地方委員会で調査審議されるとのことであった。
- 3 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。また、法36条1項2号は、法8条1項及び2項の規定に違反して提供されているときには、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停

止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定しているので、以下、各条文に則して検討する。

- 4 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について
- (1) 適法な取得(法36条1項1号)との関係
 - ア 法36条1項1号は「当該保有個人情報を保有する行政機関により 適法に取得されたものでないとき」として、適法に取得されていな いときは当該保有個人情報の利用の停止又は消去の請求ができると 規定している。
 - イ 諮問庁は、理由説明書において、おおむね以下のとおり説明する。
 - (ア)本件文書は、鹿児島北年金事務所が作成した、審査請求人が年金 記録確認申立て前に同年金事務所に来所した日時及び対応者の記録 であり、「申立の概要(2-2)」の参考資料として、同年金事務所 から鹿児島地方第三者委員会に提供されたものである。
 - (イ)「申立の概要(2-2)」は、年金記録確認の申立てを受付後第三 者委員会に転送するまでの間に、年金事務所において調査した結果 を記載し、確認申立書、申立人提出資料等とともに第三者委員会に 転送される文書であり、第三者委員会においては調査の基礎資料と して利用される。
 - (ウ)本件対象保有個人情報は、本件文書に記録された保有個人情報であり、総務省組織令、年金記録確認第三者委員会令等に基づき、鹿児島北年金事務所から「申立の概要(2-2)」の参考資料として転送されたものであり、適法に取得されたものである。
 - ウ 当審査会事務局職員をして諮問庁に総務省の所掌事務について確認 させ、また、諮問庁から下記(イ)の事務手続要領の提示を受けて 確認したところ、以下のとおりであった。
 - (ア)総務省設置法4条21号の規定により、総務省は、各行政機関の 業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関することを 所掌事務としている。
 - (イ)総務省設置法の規定に基づく「年金記録に係る申立てに対する あっせんに関する受付等事務手続要領」(平成22年1月4日(一 部改正)総務省行政評価局長及び厚生労働省年金局長決定)の規定 により、年金事務所において受け付けた事案については、年金記録 等を確認の上、必要書類を添付して、日本年金機構の事務センター を経由して地方委員会が置かれた管区行政評価局、行政評価事務所 等の行政相談課又は行政評価分室へ送付され、これら事案は地方委 員会の調査審議に付されるものとするとされていた。
 - エ 当審査会において確認したところ、本件文書は、上記法令等に基づき、審査請求人の年金記録に係る確認申立てに関して、鹿児島北年

金事務所から鹿児島行政評価事務所に対して送付された文書である と認められることから、本件文書に記録された本件対象保有個人情 報は、鹿児島行政評価事務所において、適法に取得されたものと認 められる。

- (2)保有の制限等(法3条2項)との関係
 - ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超 えて、個人情報を保有してはならない。」と規定している。
 - イ 諮問庁は、理由説明書において、年金事務所における申立人への対応状況を第三者委員会において把握することは、申立内容の正確な 把握、申立人への調査事項の検討等のために必要であり、 鹿児島地 方第三者委員会は本件対象保有個人情報を調査・審議に必要な範囲 で保有及び利用している旨説明する。
 - ウ 上記(1) 工のとおり、本件文書は、審査請求人の年金記録に係る 確認申立てに関して、鹿児島北年金事務所から鹿児島行政評価事務 所に対して送付された文書であり、「年金記録に係る確認申立て(鹿 児島厚生年金苦情案件856)に関して収集・作成した書類、資料、 事業所・個人などの回答書、他からの情報、年金記録確認鹿児島地 方第三者委員会が自ら作成した文書」として開示されたものである ことから、鹿児島地方第三者委員会における当該申立て事案の調 査・審議に利用されたものであることは明らかである。

したがって、上記イの諮問庁の説明は首肯でき、本件対象保有個人情報の保有がその利用目的の範囲を超えているとはいえず、鹿児島行政評価事務所において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

- (3) 利用及び提供の制限(法8条)との関係
 - ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる(各号略)」としている。
 - イ 諮問庁は、理由説明書において、本件対象保有個人情報を鹿児島地 方第三者委員会が外部に提供した事実は確認できない旨説明する。
 - ウ 上記(1) 工及び(2) ウのとおり、本件文書は、審査請求人の年金記録に係る確認申立てに関して、鹿児島北年金事務所から鹿児島行政評価事務所に対して送付された文書であり、鹿児島地方第三者委員会における当該申立て事案の調査・審議に利用されたものであると認められる。

また、審査請求人は、保有個人情報利用停止請求書において、「私の知らないところで利用されたかもしれない。」などと主張するのみであり、目的外利用についての具体的な根拠を示していないことから、法8条1項及び2項の規定に違反して利用し、又は提供している事実は存在しないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、それを覆すべき事情も認められない。

したがって、鹿児島行政評価事務所が、本件対象保有個人情報について、法8条1項及び2項に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供しているとは認められない。

- 5 審査請求人のその他の主張について
 - 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 6 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子